

## 利用率が高まる日本のChatGPT 認知率68.8%、利用率15.4%に

野村総合研究所が発表したレポート「日本のChatGPT利用動向」によると、ChatGPTを提供するOpenai.comへの日本からのアクセス数は、2023年5月中旬に過去最高の767万回/日に達したものの、その後、5月に入ってから横ばいとなっているようだ。一方、利用率は4～6月も引き続き増加しており、ユーザー数は変わらず拡大している。また、世界的に見ると、日本からのアクセス数は米国、インドに次いで3番目だという。

野村総研では、今年6月に関東地方在住の15～69歳を対象にChatGPTに関する2回目のネットアンケート調査を行ったが、その調査結果を今年4月の調査と比較すると、ChatGPTの認知率は61.3%から68.8%へ拡大。また、実際に「利用したことがある」と答えた人も12.1%から15.4%へと拡大している。特に10代、20代の若年層の利用率が大きく増加したようだ。

業種別の利用率は、「情報通信」が32.8%と最高値を記録。一方、「飲食店・宿泊」(1.4%)、「運輸」(9.5%)、「医療・福祉」(11.5%)といった業界では利用率がまだ低調だ。なお、最も使われている情報通信業では、プログラミングやExcel関数を調べる際にChatGPTを利用する人が多く、一方で飲食店・宿泊業や医療・福祉業では、「ChatGPTが人の代わりにコミュニケーション相手になる」といった考えが多くみられる。業種によりChatGPTに対する期待や用途が異なっているようだ。

## TOB成立後上場廃止での株式 譲渡所得の申告漏れが目立つ

国税庁は、株式公開買い付け(TOB)の成立で上場廃止となった株式に関し、譲渡所得の申告漏れが目立つことから、注意を喚起している。TOB成立後、上場廃止となった株式をTOBによる買付者などに買い取られた場合に譲渡益が生じたときには、所得税の申告が必要になる。

TOBは近年、上場企業に対するM&Aの手法として一般化している。国税庁は、TOBの買付総額が高額なものもあり、上場廃止後の株式譲渡に係る申告漏れの増加が懸念されたことから、TOBに応じなかった株主379人を対象に抽出調査した結果、約半数にあたる199人から申告漏れが見つかり、その申告漏れ所得金額は4億7495万円、追徴税額は7258万円で、申告漏れ1件当たりの追徴税額は36万円だった。申告漏れが把握された事例の中には、1億8216万円と2億円近い多額の譲渡益が生じていたにもかかわらず、無申告となっていたものが含まれており、追徴税額3151万円が課されている。

この申告漏れの背景にあるのは、株式を管理する口座が変わること。投資家の多くは、上場株式との取引を対象とする「源泉徴収ありの特定口座」を使っており、同口座は証券会社が売買損益や税額を計算して口座から天引きするため、投資家は自分で確定申告する必要がない。しかし、TOB成立で上場廃止となった企業の株式は、投資家自らが売買損益や税額を計算する「一般口座」での取引となり、利益が生じれば申告する必要がある。